

## 勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

### 1 改定の内容

期末手当を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和2年度の支給割合

ア イ及びウ以外の職員（再任用職員及び会計年度任用職員を除く。）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

イ 特別管理職員（再任用職員を除く。）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

#### (2) 令和3年度以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員（再任用職員及び会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とする  
ること。

イ 特別管理職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とす  
ること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とす  
ること。

### 2 改定の実施時期

この改定は、1の(1)については令和2年12月1日から、1の(2)については令和

3年4月1日から実施すること。